

主に休業されたかた向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯などに限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■据置期間 1年以内

※従来の2か月以内とする取扱を拡大。

■償還期限 2年以内

※従来の12か月以内とする取扱を拡大。

■貸付利率・保証人 無利率・保証人不要

■貸付上限額 20万円以内

※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- イ 世帯員に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が4人以上いるとき
- エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校などに通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校などに通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- カ 上記以外で休業などによる収入の減少などで生活費用の貸付が必要な場合

■申込先 美里町社会福祉協議会

主に失業されたかたなど向け（総合支援資金）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■据置期間 1年以内

※従来の6か月以内とする取扱を拡大。

■償還期限 10年以内

■貸付利率・保証人 無利率・保証人不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利率、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■貸付上限額

- ・(二人以上) 月20万円以内
 - ・(単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3か月以内

■申込先 美里町社会福祉協議会

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

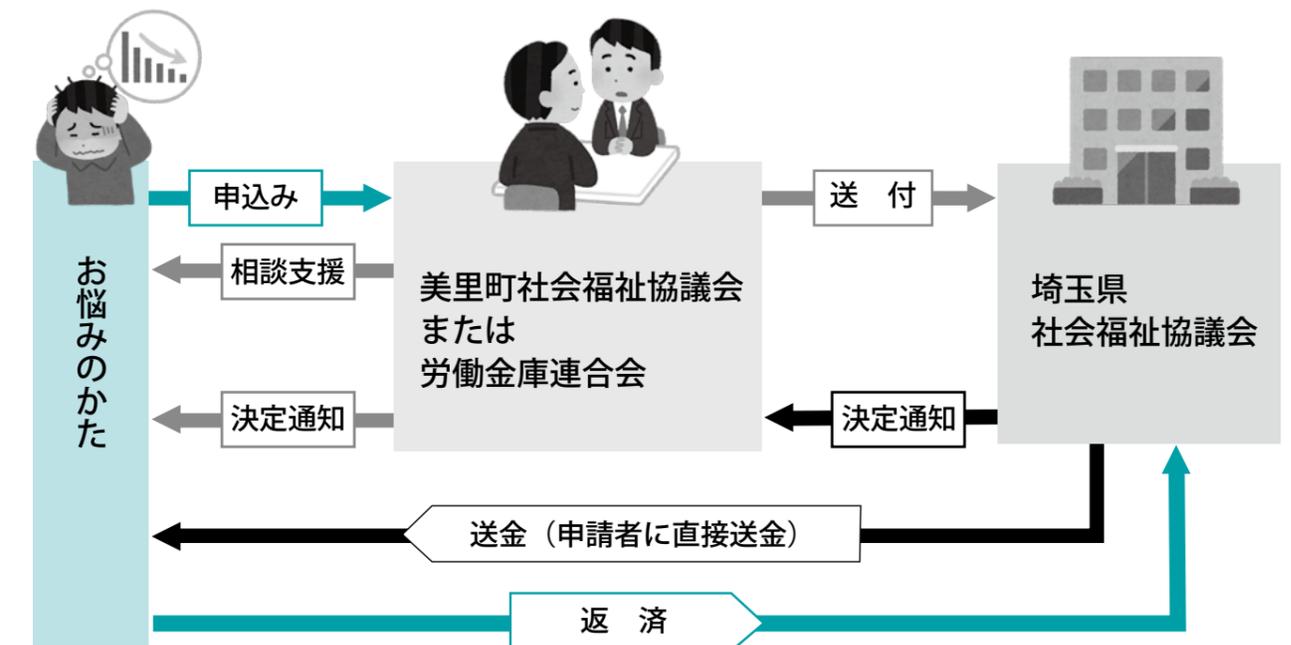
各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯などに対して、生活費などの必要な資金の貸付けなどを行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

埼玉県社会福祉協議会でも、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業などにより生活資金でお悩みのかたがたに向けた、緊急小口資金などの特例貸付を実施しています。

※貸付には審査があります。

※申込先は、美里町社会福祉協議会となりますので、まずは、ご相談ください。

貸付手続きの流れ



申請様式などは、埼玉県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。美里町社会福祉協議会への郵送での申込みも可能です。